

【消費者トラブル情報 vol. 28：新生活における消費者トラブルにご注意！】

春は新生活の季節！でも思わぬ消費者トラブルに巻き込まれることもあります。

よくあるケースを知って、安心してスタートしましょう！

(ケース1：賃貸退去のトラブル)

退去時に、始めからあったと思われる汚れの分まで修繕費として請求された！

(ケース2：引っ越し・不用品処分)

ネットで依頼した業者をキャンセルしたら、高額なキャンセル料を請求された！

(ケース3：訪問販売)

電気代が安くなると勧められ、契約したら逆に料金が高くなった。説明と違うので解約したい！

(ケース4：もうけ話)

大学の先輩からもうけ話を持ちかけられ、お金がないと断ったら借金を勧められ、虚偽情報で借入させられた！

(詳しくは市ホームページをご覧ください)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/chui/onlinegame.html>

■市消費生活センター相談

[Tel:099-808-7500](tel:099-808-7500)

■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)

■警察相談専用電話

[Tel:#9110](tel:#9110)